

がん薬物療法専門薬剤師認定の更新条件

1. 日本病院薬剤師会は、がん薬物療法専門薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、がん薬物療法専門薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中はがん薬物療法専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、理由書（様式自由）を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
 - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
 - (2) 更新申請時において、日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、日本緩和医療学会、日本緩和医療薬学会、日本臨床腫瘍薬学会のいずれかの会員であること。
 - (3) 認定期間中、施設内においてがん薬物療法に関する専門的業務に従事していたことを証明できること、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。
 - (4) 更新申請までの5年間に、別記2に定めるがん治療に関する講習単位40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、40単位のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。
 - (5) 更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会においてがんに関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌にがんに関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。

別添

がん薬物療法専門薬剤師更新条件に関する事項

(2) で「更新申請時において」とは、更新認定開始日前日を指す。

別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会

別記 2

1. がん薬物療法専門薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会のがんに関する講習会への参加	12 / 回 (※5)
日本病院薬剤師会Future Pharmacist Forumでのがんに関するシンポジウムへの参加	1 / 2 時間
対象となる学会 (※1) が主催するがんに関する講習会への参加	1 / 2 時間
各都道府県病院薬剤師会 (ブロック学術大会も含む) のがんに関する講習会 (※2) への参加	1 / 2 時間 (※5)
日本病院薬剤師会が認定したがんに関する集合研修 (※3) への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が実施するがんに関するeラーニングの受講	0.25 / 30 分
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※6) においてのがんに関する学会、研究会等での発表 (筆頭演者)	3 / 報
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※6) においてのがんに関する学会、研究会等での発表 (共同演者)	1 / 報
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌にがんに関する学術論文 (筆頭著者)	10 / 編
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌にがんに関する学術論文 (共同著者)	4 / 編

※1 日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、日本緩和医療学会、日本緩和医療薬学会、日本臨床腫瘍薬学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会

※2 講習会を主催する都道府県病院薬剤師会は、事前に講習会の内容等を日本病院薬剤師会に申請し単位認定の承認を得ること。日本病院薬剤師会ブロック学術大会もこれに準ずる。

※3 集合研修の主催者は、事前に集合研修の内容等を日本病院薬剤師会に申請し単位

認定の承認を得ること。

- ※4 がん専門薬剤師集中教育講座は単位の対象となるすべてのプログラムに参加すること。
 - ※5 最低1時間以上
1時間：0.5単位
1時間30分：0.75単位
 - ※6 日本病院薬剤師会ブロック学術大会もこれに準じる。
2. 更新申請時には、講習会等の受講証書のコピー、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位に関わる書類、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

附則

- 1) 令和3年4月10日制定
- 2) 令和4年2月5日改定、令和4年4月1日施行
- 3) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行 ただし、令和8年度までに更新申請するものにあつては(4)は[従前の更新条件](#)で差し支えない。また、従前の更新条件を使用して申請する場合、講習単位に関する「[専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて \(Q&A\)](#)」は従前(令和4年12月17日付日病薬発第2022-156号)の内容を確認すること。